

東京都豊島区庁舎等建設基金条例

新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第一条 庁舎及びこれに併設する施設の建設資金に充てるため、東京都豊島区庁舎等建設基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、東京都豊島区一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都豊島区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(現金運用の特例)</p> <p>第五条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は東京都豊島区一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れることができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第六条 区長は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に 関し必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、平成五年四月一日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 庁舎及びこれに併設する施設の建設資金に充てるため、東京都豊島区庁舎等建設基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(積立額)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、東京都豊島区一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都豊島区一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第五条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第六条 区長は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に 関し必要な事項は、区長が定める。</p>

庁舎等建設基金運用金の償還計画

- 1. 運用金 43億円
- 2. 運用の時期 平成5年度末
- 3. 運用金の償還 7年償還（うち据置1年）、各年度の年度末に償還
- 4. 運用金の利率 年3.40%
- 5. 償還計画

単位：百万円

区 分		平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	合 計
運用金残高		4,300	4,300	3,583	2,866	2,149	1,432	715	0	-
償 還 額	元 金	-	-	717	717	717	717	717	715	4,300
	利 子	-	146	146	122	97	73	49	24	657
	計	-	146	863	839	814	790	766	739	4,957